

**自治会加入促進に向けた
重点的な取組みへの提案**

平成 27 年 3 月

川西市自治会加入促進検討会

【目次】

第1章	市民を対象としたアンケートの結果概要	1
1	アンケート回収	1
2	アンケート結果の主な内容	1
第2章	自治会の加入促進の取組みに関するアンケートの結果概要	5
1	アンケートの回収	5
2	アンケート結果の主な内容	5
第3章	アンケート結果から見えてくる課題	8
1	自治会の必要性の再認識に向けた取組み	8
2	自治会活動の不知解消に向けた取組み	8
3	役員等の負担軽減による自治会運営の工夫に向けた取組み	8
第4章	自治会加入促進に向けた重点的な取組みへの提案	9
1	自治会が自ら実施する取組み	10
2	行政が行うべき支援	13

【自治会加入促進に向けた重点的な取組みへの提案について】

川西市では、平成26年10月施行された地域分権の推進に関する条例（平成26年川西市条例第10号）第9条第2項の規定に基づく自治会加入促進への支援に資することを目的として、市と自治会長、コミュニティ会長で構成する自治会加入促進検討会（以下「検討会」という。）（メンバー18名）を設置しました。

とりわけ、自治会加入率の低下が、地域コミュニティの中心的な担い手不足を招く一つの要因として大きな課題となっていることを踏まえ、自治会への加入促進のほか、市民の自治会活動等の地域活動への参画促進に係る取組み等について、その自主性及び主体性を尊重しながら調査、検討を行うことが、地域活動の活性化に繋がると考えられます。

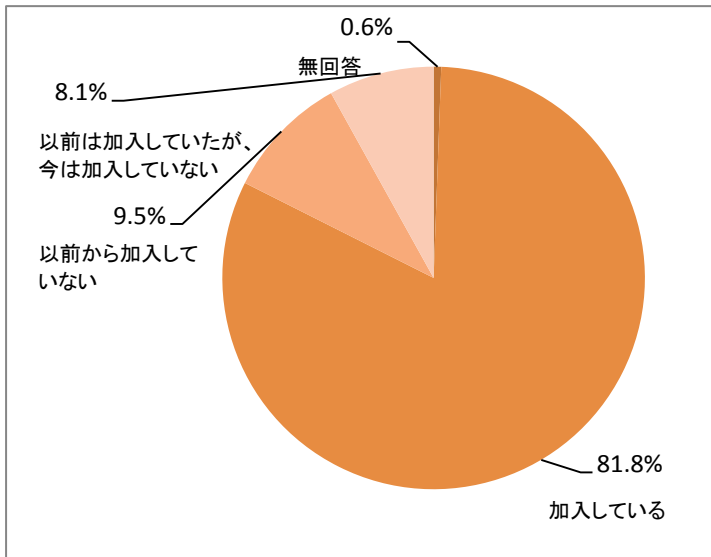
本検討会では、自治会加入促進に係る具体的取組み等についてアンケートを実施し、その結果も踏まえながら、4回の会議を開催し、自治会加入促進に係る取組みや課題、今後の取組み方策について慎重に検討を行ってきたところです。

その結果、自治会加入促進に向けた重点的な取組みへの提案がまとまりましたので、ここに報告します。

第1章 市民を対象としたアンケートの結果概要

1 アンケート回収

347件 (34.7%) (自治会加入 284件、自治会未加入 61件 (うち退会者 28件))

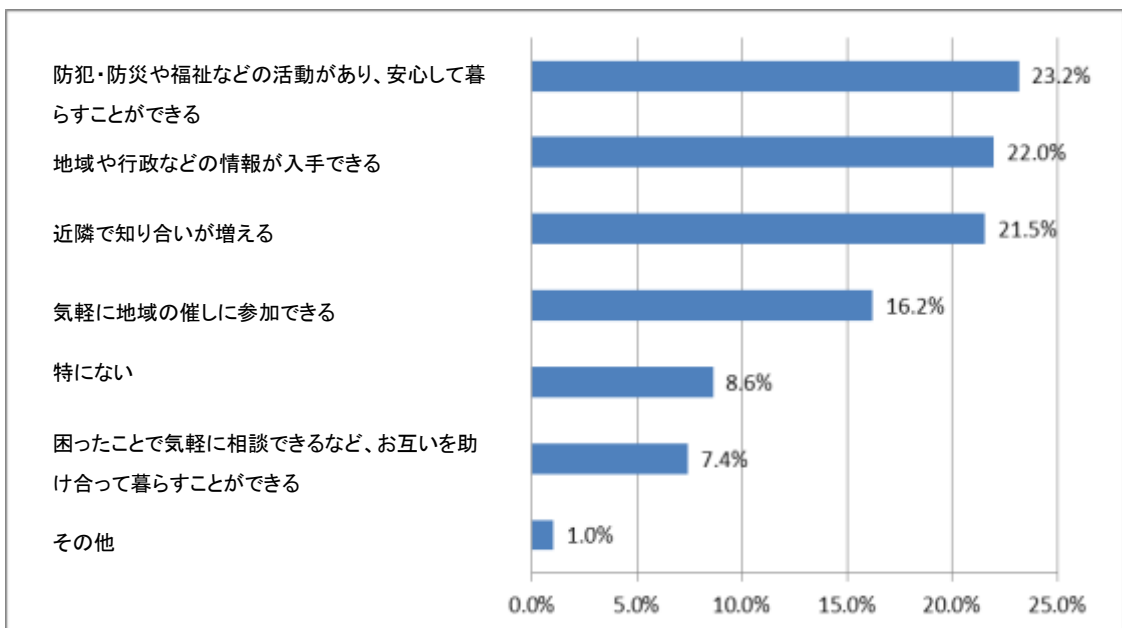


2 アンケート結果の主な内容

ア 自治会に加入する理由

自治会加入者の自治会に対する意識として、「防犯・防災や福祉などの活動があり、安心して暮らすことができる」が23.2%と最も高く、「地域や行政などの情報が入手できる」が22.0%、「近隣で知り合いが増える」が21.5%、「気軽に地域の催しに参加できる」が16.2%と続いており、安全・安心をキーワードに、地域でのイベント参加を含め、地域内でのつながりに対する思いが強く表れている。

図表1 自治会に加入してよかったと思うこと (自治会加入者284名のみ)

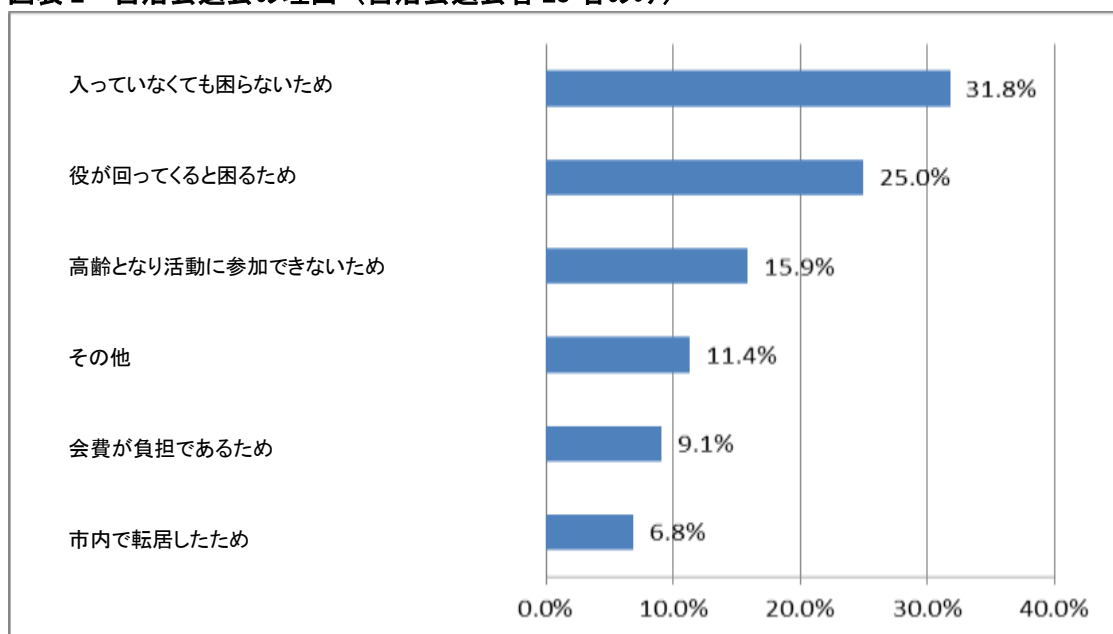


イ 自治会に加入しない理由

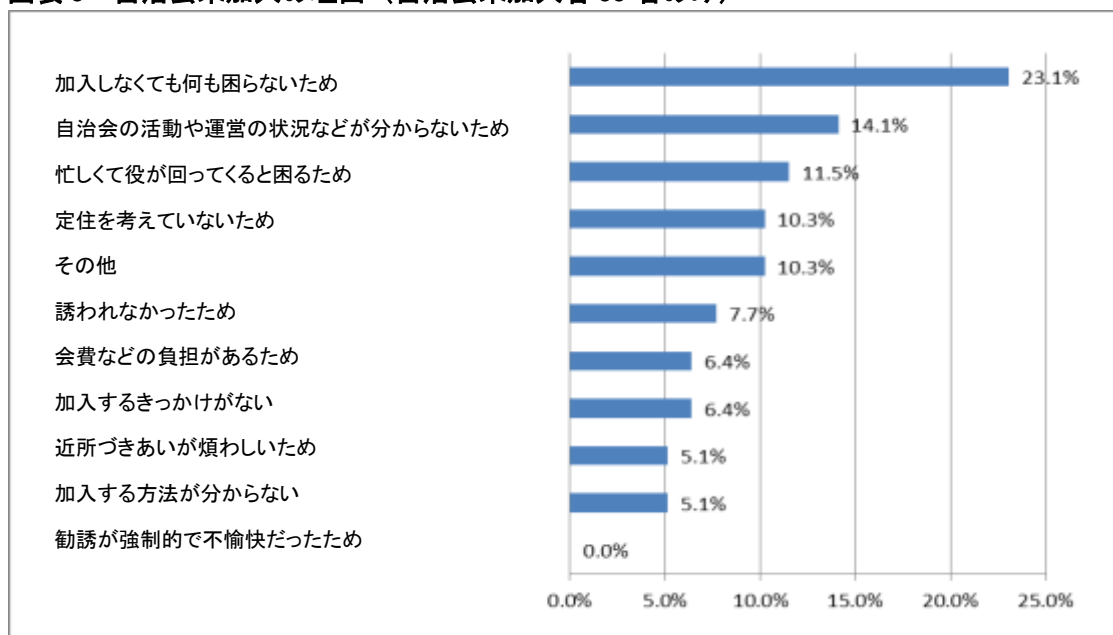
自治会退会者の退会理由では、「入ってなくても困らないため」との理由が最も多く 31.8%、「役が回ってくると困るため」が次に続き 25.0%と高い理由を占めている。

自治会未加入者の未加入理由では、「入ってなくても困らないため」との理由が、自治会退会者と同様、最も多く 23.1%、「自治会の活動や運営の状況などがわからないため」が次に続き 14.1%と高く、次に「忙しくて役が回ってくると困るため」との理由が、自治会退会者と同様、上位の理由となっている。

図表 2 自治会退会の理由（自治会退会者 28 名のみ）



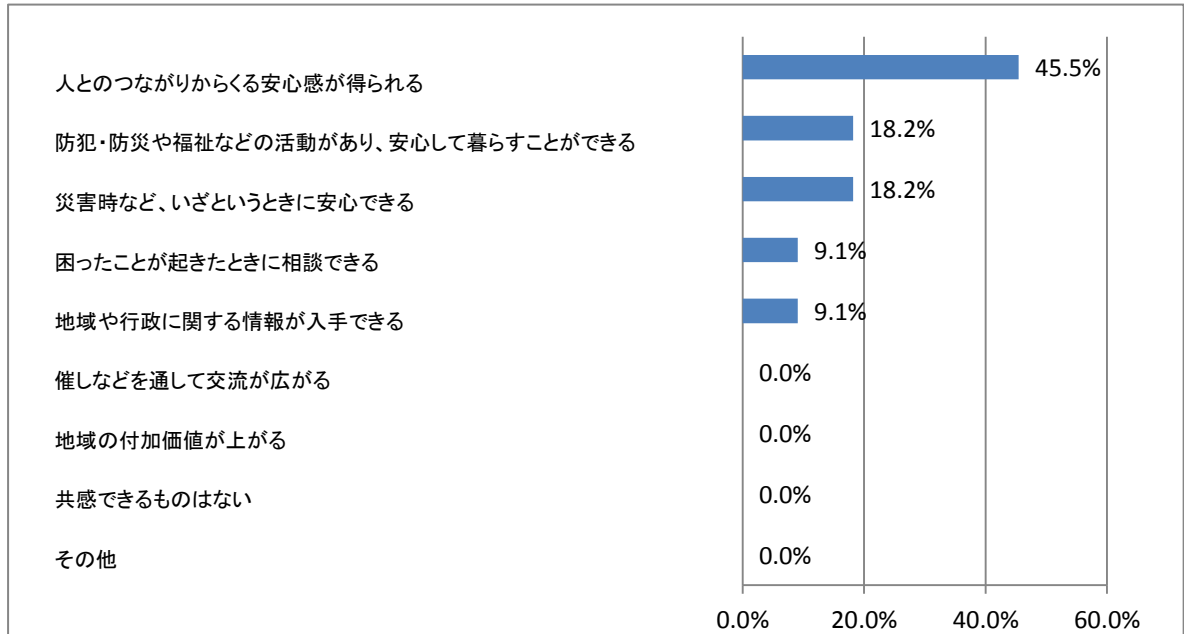
図表 3 自治会未加入の理由（自治会未加入者 33 名のみ）



ウ 自治会活動について共感できること

自治会未加入者のうち「加入していなくても何も困らない」と回答した人で、自治会活動に共感できるものとして、「人とのつながりからくる安心感が得られる」が 45.5%と最も高く、次いで「防犯・防災や福祉などの活動があり、安心して暮らすことができる」と、「災害時など、いざというときに安心できる」が 18.2%となっており、安全・安心に通じる思いとなっている。

図表 4 自治会活動について共感できるもの（自治会未加入者 33 名のうち 18 名のみ）

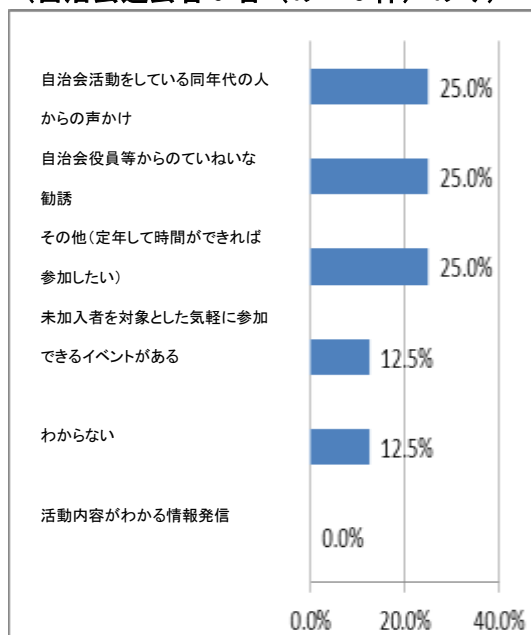


エ 自治会の加入につながるきっかけとなる活動

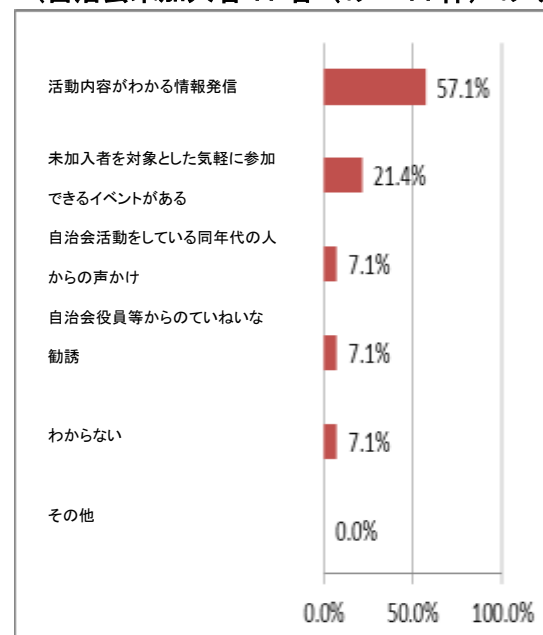
自治会退会者及び自治会未加入者のうち、きっかけがあれば自治会に加入したいと思っている人の自治会加入につながるきっかけとなる活動として、自治会未加入者の回答では、「活動内容がわかる情報発信」が 57.1%と高く、自治会退会者の回答では、「同年代からの声かけ」「役員等からののていねいな勧誘」がそれぞれ 25%と高くなっている。

図表 5 実際に自治会加入につながると思う活動

（自治会退会者 5 名（のべ 8 件）のみ）



（自治会未加入者 11 名（のべ 14 件）のみ）



オ 自治会活動について市民が感じていること（市民アンケートの自由記述から）

自由記述・意見を内容分類したところ、「役員等の負担」に関する内容が36件、これに類する「役員等の免除」19件を含めると55件と、全体の25.7%を占める高いものとなっている。

次に、「自治会加入のメリット」に関する内容が27件、「自治会活動等のPR・情報発信」に関する内容が26件、「行事等の新たな企画・見直し」に関する内容が19件と続いている。また、「自治会の運営方法等」「自治会活動の理解促進」に関する内容が、それぞれ17件で続いている。

自治会加入者を含め、「役員等の負担・免除」といった部分が、自治会の活動内容以上に、自治会の未加入や退会に少なからず影響していることが伺える。

また、自治会活動そのものが理解できていないとの指摘もされており、自治会活動の情報発信の重要性が伺える意見が多く見られている。

- 執行役員の人数を増やして、一人の仕事量を減らすことを検討する。
- 高齢化が進み、積極的に活動に参加することは出来ないが、年齢に応じたお手伝いは出来ると思う。
- 自治会に加入していてよかったことが、具体的に分かりにくいのではないか。
- 活動内容が分からない人は自治会に興味も持てないと思うので、地域貢献に関する関心も薄いと思う。（日常の仕事さえしていれば、社会的役割は果たしているという考えの人は多いと思う。）
- 自治会活動のいい所を知ることができる機会を設けて、「活動に参加してみたい。」という気持ちを育てることが大切だと思う。
- 自治会に未加入の家庭にも自治会報等を配布する。
- 様々な年齢層が参加することができ、交流しやすい行事を企画、実施することで、人間関係が醸成していくと思う。これができるれば、自治会の魅力が増すと思う。
- 活動内容、日時が「昔ながら」のままである。家族構成、家庭のあり方が大きく変わっている現状についていけない。サロンのような役員の集まりでは、地域とはかけ離れた活動にしかなり得ない。
- 防犯や災害時の避難、救済などは、自治会組織があつてこそ、様々な有効な支援が行える。また、ごみ収集や廃品回収などは自治会や子ども会の協力があればこそ成り立っている。個人では十分に出来ない。だからこそ、自治会加入の勧誘をする時に、もっと「共存共栄」の大切さを説明すべきであると思う。

など

第2章 自治会の加入促進の取組みに関するアンケートの結果概要

1 アンケートの回収

120 自治会 (88.2%)

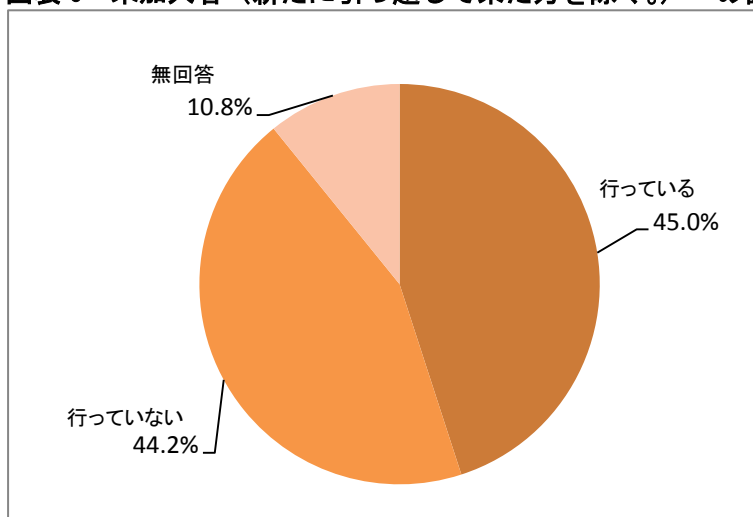
2 アンケート結果の主な内容

ア 未加入者（新たに引っ越して来た方を除く。）への勧誘の有無及び勧誘を行っていない理由

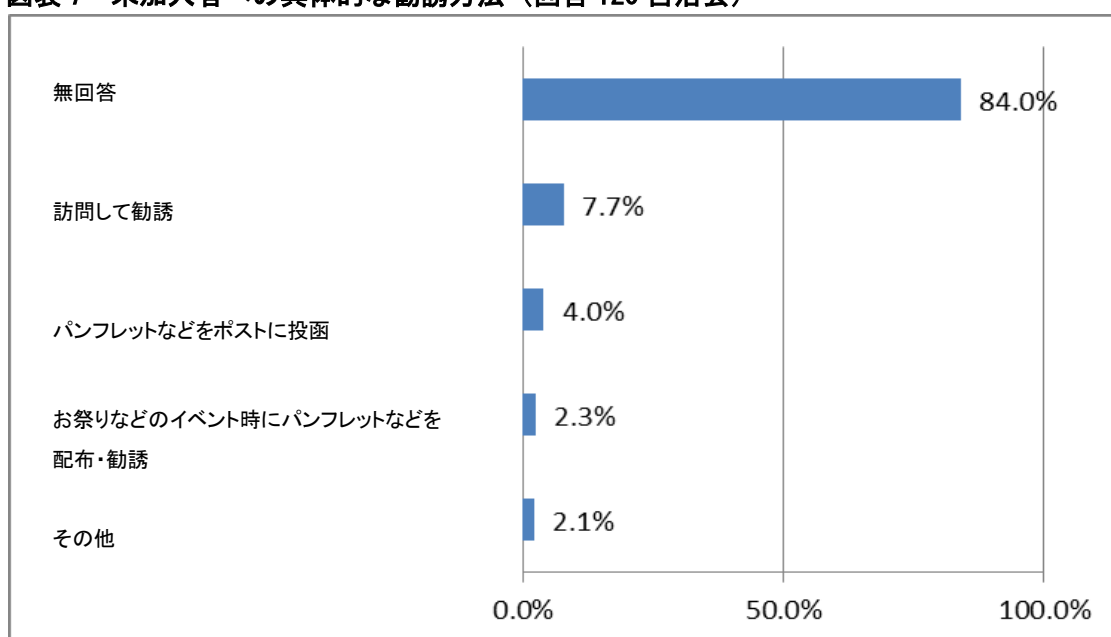
新たな地域への転入者を除く未加入者に対する勧誘について、勧誘を行っているとする自治会は 45.0%、行っていない自治会は 44.2%と、二分されている。この結果について、自治会規模による特徴はなく、自治会規模が小さいから勧誘を行っていないというような状況は全く見られない。

次に、勧誘を行っていない理由については、無回答が多く、分析には至らないが、回答の中では、「勧誘しても加入に結びつかない」が 12.1%で最も多いものとなっている。

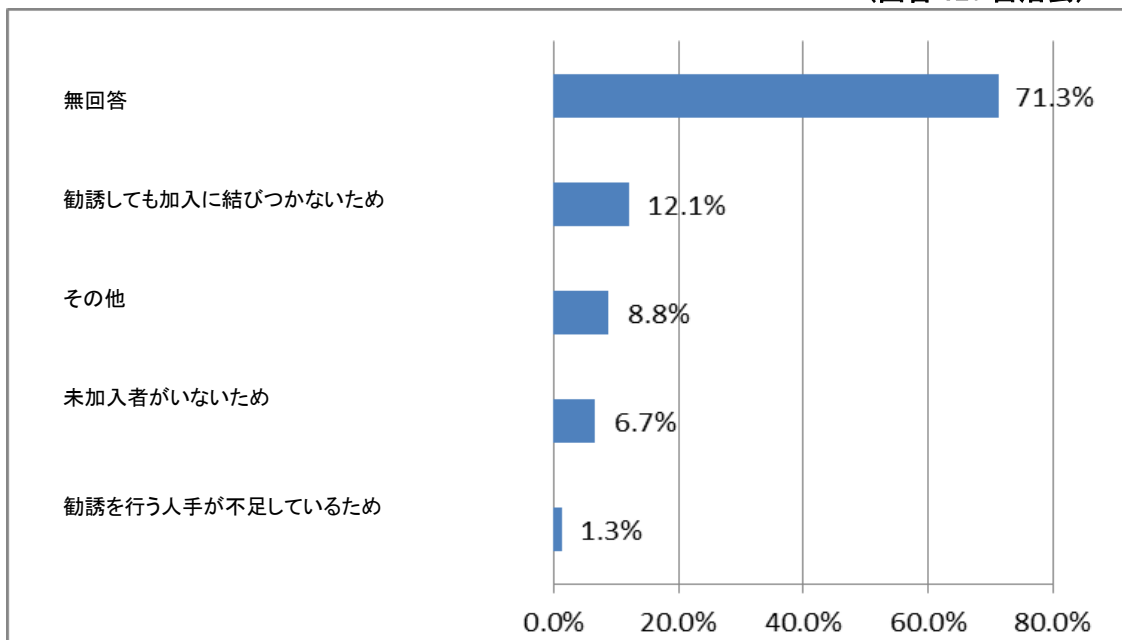
図表 6 未加入者（新たに引っ越して来た方を除く。）への勧誘（回答 120 自治会）



図表 7 未加入者への具体的な勧誘方法（回答 120 自治会）



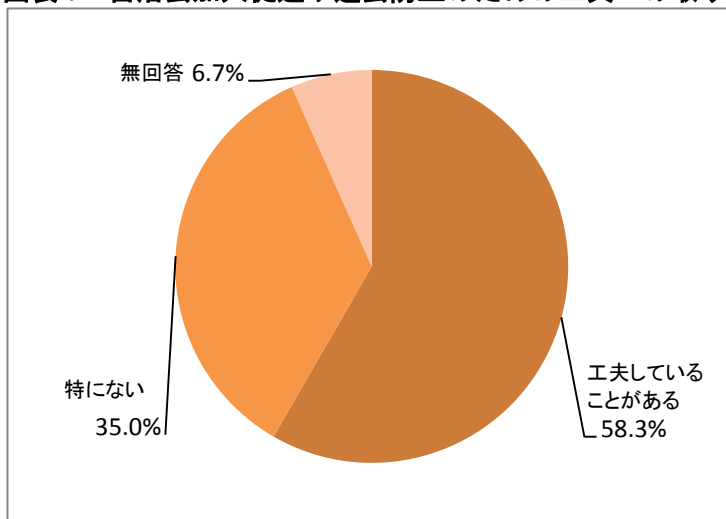
**図表 8 未加入者（新たに引っ越して来た方を除く。）に勧誘を行っていない理由
（回答 120 自治会）**



イ 自治会加入促進や会員の退会防止のための工夫への取り組み

加入促進や会員の退会防止の工夫に取り組んでいる自治会は 58.3%で、約半数を超えており、具体的内容として、自治会だよりなどの情報発信、行事等の開催、防災・防犯活動、役員の免除や負担軽減などによる加入促進、退会防止に向けた取り組みを行っている。

図表 9 自治会加入促進や退会防止のための工夫への取り組み（回答 120 自治会）



「退会防止の工夫等に取り組んでいる」かどうかと「未加入者への勧誘を行っている」かどうかの関係を見ていくと、「退会防止等の工夫をしている」と回答した自治会では、「未加入者への勧誘を行っている」と回答した自治会は57.4%を占めている。

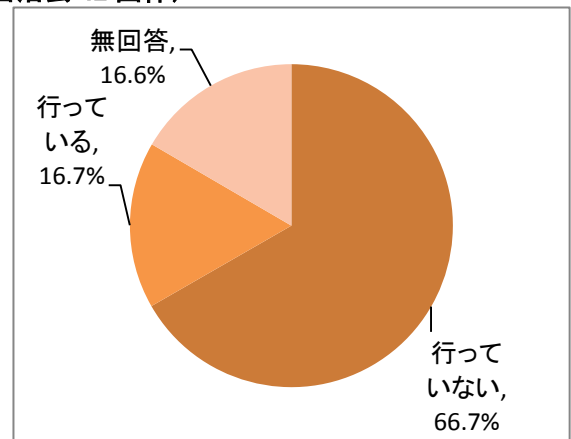
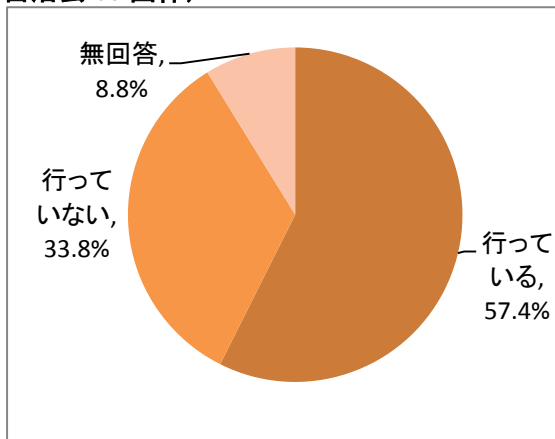
また、反対に、「退会防止等の工夫は特にない」と回答した自治会では、「未加入者への勧誘を行っていない」と回答した自治会が66.7%を占める結果となっている。

結果として、自治会未加入者への勧誘と退会防止の工夫等の取組みとの相関性が伺えるものとなっている。

図表 10 退会防止等の取組みと未加入者への勧誘との関係性

(退会防止等の取組みをしている自治会
自治会 68 団体)

(退会防止等の取組みをしていない自治会
自治会 42 団体)

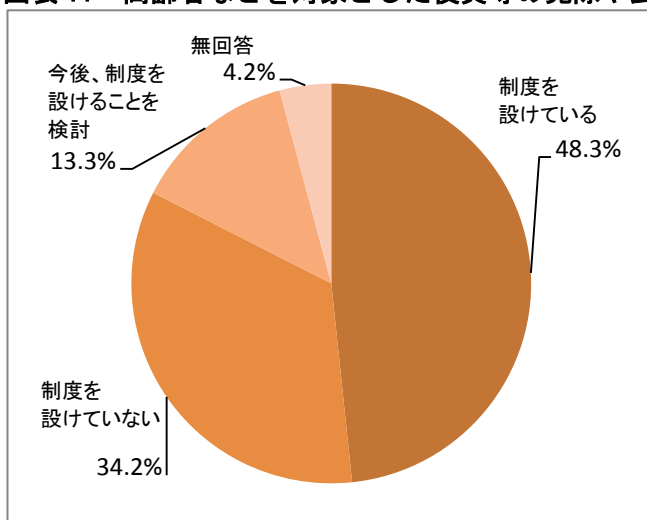


ウ 高齢者等を対象とした役員等の免除等についての制度の設置

高齢者等を対象とした役員や班長など（以下「役員等」という。）の免除等について制度を設けている自治会は48.3%で、約半数の自治会が、制度的にルール化しているほか何らかの形で、役員等の免除等を行い、自治会の退会防止に努めている。

図表 11 高齢者などを対象とした役員等の免除や会費を減額するような制度の設置

(回答 120 自治会)



第3章 アンケート結果から見えてくる課題

1 自治会の必要性の再認識に向けた取組み

市民アンケートの結果概要を見ると、自治会の存在意義として多く感じ取られているのは、防犯・防災や福祉活動などを通じた「安全・安心」をキーワードとしたものが中心的であり、そこに通じる意味で、イベントの参加を含めた地域内のつながりに対する思いである。これは、現自治会加入者、自治会未加入者（自治会退会者を含む。以下同じ。）に共通しており、そもそも自治会が存在している必要性を表していると言える。

しかしながら、自治会が自分たちの「安全・安心」を支える団体であることを認識しながらも、直接的に自らの加入という行動をとらなくても、その安全・安心は結果として守られているため、「自治会に加入しなくても困らない」として、自らの未加入理由としていることが推測できる。

そのため、自治会が「安全・安心」を支える団体として充実した活動ができるためには、自治会未加入者に、自治会の必要性について再認識してもらうことが必要である。

2 自治会活動の不知解消に向けた取組み

アンケート結果で気になるものとして、自治会の未加入理由で、「自治会の活動や運営の状況などがわからないため」という回答が未加入理由の中で高い理由となっていること、また、自治会未加入者の自治会加入につながるきっかけとなる活動の問いに対して、「活動内容がわかる情報発信」との回答が50%を超えるものとなっており、かつ、自治会加入者を含めて自治会活動等のPRや情報発信に関する意見が多数寄せられていることが挙げられる。

これは、潜在意識としては自治会活動の存在意義・必要性を理解しながらも、具体的な活動に対する情報不足から、自治会活動を自ら実感できないということに繋がっており、「入らなくても困らない」という感覚にも影響をしていると言える。

今回のアンケート結果のみで判断することは無理な部分もあるが、情報発信は会員、非会員を問わず重要なものであり、不知を持って加入しないという事実があるのであれば、これを避けるために自治会活動の理解促進、不知解消に向けた取組みが必要である。

- 自治会に加入していて良いことを理解してもらえるようにする。
- 自治会が、防犯・防災や福祉などの活動を担ってくれているおかげで、私たちは安心して暮らすことができている。お互いに助け合って暮らすことができる素晴らしさをもっと、啓発すべきである。
(市民アンケートの自由記述から)

3 役員等の負担軽減による自治会運営の工夫に向けた取組み

自治会の存在意義は感覚として理解をしながらも、高齢者はもとより若者層においては、役員等への負担感を理由に、自治会に入らない、あるいは入っていたのに退会するということが起きていることが、アンケート結果から伺える。

現実に約半数の自治会が、何らかの形で役員等の免除等を実施していることがアンケート結果からわかっており、自治会の必要性を認識している住民が自治会員であることの意義は大きく、そのために役員等の負担軽減について検討することは、必要なことと言える。

- 高齢になると、ひとり暮らしの場合等は、順番に役を担当することは困難である。しかし、特に高齢者は、孤独死防止のためにも、地域ぐるみで見守る必要があると思うので、役をしなくても加入し続けることができやすい雰囲気を考えて欲しい。
(市民アンケートの自由記述から)

第4章 自治会加入促進に向けた重点的な取組みへの提案

アンケート結果から見えてくる課題に対して、その解決策としての自治会加入促進への取組みを考えると、『何か特別なことを企画して加入促進を図る』ということではなく、『自治会加入促進のためにそもそも必要な取組みを再確認する』ことが求められているのではないかと強く伺える。

今回のアンケートでは、自治会加入促進あるいは退会防止に向けた取組みを実施されている自治会について、取組みに対する自治会加入あるいは退会防止の結果は分からないものとなっているが、その取組事例を見ると、地道な訪問・勧誘活動をはじめ、自治会だよりなどを通じた自治会活動の情報発信（地域ガイドブックを作成し、非会員に配布した事例などもあり）、会員同士の交流を図るためのイベントの開催（非会員にも呼びかけしている事例もあり）など、様々な取組みを実施している。

また、これら自治会の取組みは、小規模自治会、大規模自治会など、自治会の規模に関わらず実施されている。

以上のことを踏まえ、自治加入促進に向けて改めて取り組むべき内容について再確認の上、特に重点的に取り組む必要があるものについて、「自治会自らが実施する取組み」と「行政が行うべき支援」に分けて、次のとおり提案する。



自治会入会の勧誘



1 自治会が自ら実施する取組み

【提案1】

- ◎自宅に向いての訪問・勧誘が、自治会加入促進の基本であることを再確認する。
- ◎イベントなどを開催する場合には、未加入者にも参加を呼びかけるなど、あらゆる機会を通じて自治会の加入の勧誘を行う。

自治会加入促進に向け自治会として取り組む重点内容として挙げる中でも、その基本となるのは、まずは地道な自治会加入のための訪問、勧誘である。

繰り返しになるが、多くの住民が潜在的には自治会の必要性を認識していると考えられ、「自治会に入らなくても困らない」と感じている人にとっても、結局は自治会の存在意義自体には共感している部分があり、また、自治会活動の不知を持って、単に自ら加入の意思を示さない者もいることからすれば、まずは、自治会の活動内容を十分に知らせながら、自治会への勧誘を行うことが最も重要と言える。

そこで、「転入者（転居者）への訪問・勧誘」「未加入者への訪問・勧誘」、訪問・勧誘の際の留意しておく必要があると考えられる事項について、以下のとおり示す。

【訪問・勧誘の際の留意事項】

＜転入者（転居者）に対する加入促進＞

- 転入者（転居者）があれば、自治会長等が入居後すぐに訪問する。（できれば2名以上で訪問する。）
- 訪問の際は、次の資料を持参する。
 - 自治会加入促進のちらし
 - 自治会加入の申込書類（会長等の連絡先には、FAX 番号も付加しておくとう気軽に連絡しやすい。）
 - 自治会の会則
 - 自治会の活動内容がわかるもの（自治会総会資料や自治会だよりなど）
- 自治会の役割、自治会費の金額やその主な使い道、班長や役員の役割や選出方法、自治会での開催イベントなど、転入者が疑問に感じることなどについて、ていねいに説明する。
- 近く開催予定の行事・イベント等があれば、参加を呼びかける。

取組事例

- 会長、班長などが、自治会規約やゴミだしルール等について、入居時に、入会届などの入会資料を持参し、説明を行う活動を行っている。
- 各班長が入会の書類を持っていき勧誘する。（入居されるたびに）
- 地区によって異なるが、新入居者に対し、所属する班長が挨拶がてら自治会について説明しに訪問している。
- 災害時要援護システムの更新時を活用するなど、安全・安心をキーワードにして勧誘を行う。

＜未加入者への訪問・勧誘＞

- 継続的に、会長などが訪問し、勧誘を行う。
- 自治会だよりなど通じて、自治会活動の状況を適時知らせる。

- 自治会での行事・イベント等の際には、参加を呼びかけ、勧誘を行う。
- 自治会に未加入の理由は、何なのかを把握する。また、把握した上で、未加入者が理解できるようにいねいに説明する。

取組事例

- お会いした時に直接声を掛ける。
- 常に勧誘を続けている。
- 自治会館利用グループ、体育グループ等への働きかけをしている。
- イベント時には未加入者に参加を呼びかけている。
- イベントの時に掲示板を活用して勧誘する。
- 花見、納涼祭、餅つき等の行事ごとに司会者マイクを通して勧誘している。

【提案2】

- ◎自治会だよりなどを活用して、自治会活動に関する情報を発信する。この場合、可能な限り、未加入者に対しても情報発信するように工夫する。
- ◎自治会活動に関する情報の発信について、ウェブサイトの活用を検討する。

自治会だよりなどによる自治会活動の情報発信は、会員はもとより、非会員に対して、自治会の必要性はどこにあるのか、その必要性に応じて自治会は具体的にどのような活動をしているのかなどを知らせ、自治会活動の理解促進を図る上で重要な要素である。

退会の防止を含めて、自治会加入促進を図っていく上では、この情報発信は欠くことのできないアイテムとして捉えて取り組んでいくことが必要である。

そのため、自治会だよりの全戸配布や市のホームページの活用、また、自治会独自のホームページやブログの作成などを含めて、幅広い住民に情報発信ができる工夫を検討していくことが求められている。

取組事例

- 自治会独自に工夫を凝らしたチラシ、パンフレットを作成し、配布する。(子どもをキーワードとして「子ども(孫)の未来のために」をキャッチフレーズにするなど)
- 自治会報を時折、未加入宅へも配布する。
- 自治会報を全戸に配布する。
- ゴミ収集などで顔を合わせた時に、清掃活動をしている状況を説明する。
- 市が作成した自治会加入申込書をコピーしてポストへ投入する。また、コミュニティなどからの連絡用紙等をポストへ投入する。顔を合わせた時には、いろいろ行事のことを話す。

【提案3】

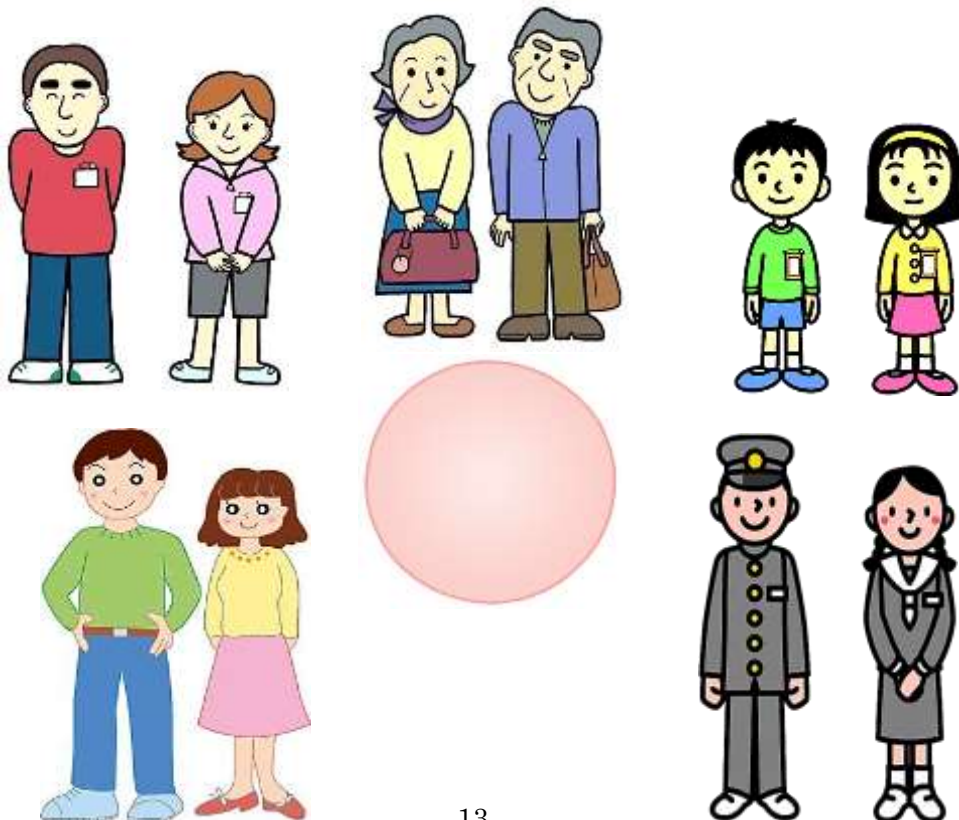
- ◎役員等に出出されることの抵抗感を軽減するため、高齢者や子育て世帯などで一定の理由が認められる場合の役員等の免除や役員の出出方法の見直し等について検討を行う。
- ◎役員等の負担の軽減を図るため、役員等の役割分担の見直し等について検討を行う。
- ◎行事やイベントなどでの準備等の人手については、役員等だけでなく、自治会員から幅広くボランティアを求める。(手伝える時間、手伝える内容などを細分化し、募集する。)

高齢者や子育て世帯の役員等への負担など、役員等の負担を理由に自治会への未加入、退会している状況から、既に役員等の免除制度などを導入している自治会の実績を踏まえ、未実施の自治会においては、役員等の免除制度の導入について、検討を加えることは、少なからず自治会の加入率の低下防止につながっていくものと考えます。

また併せて、役員等の負担軽減について、役割分担の見直し、役員の仕事マニュアルの作成、役員経験者に相談しやすい体制づくりなどを検討していくことが重要であると考えます。

取組事例

- 自治会会則で免除制度を規定している。免除事由も多様化(介護、育児、仕事等)しており、運用面での周知と厳正な取扱いを進めていく。
- 「働いている」、「高齢者である」、「一人暮らし」等の要件別での免除制度は設けていないが、班などが運用しやすいように役員を免除する「ガイドライン」を設けている。
例：「妊婦〇〇年間」、「乳幼児〇〇年」、「体調不良者」、「要介護者の援護者」等々
- 各班長が中心となって、個別の事例によって、「役を免除するかどうか」を班で協議し、運用してもらっている。



2 行政が行うべき支援

【提案4】

◎自治会加入促進の基本となる訪問・勧誘について、訪問・勧誘の際の手順、予想される質問・回答例、などを記載した「自治会加入促進マニュアル」を作成する。

自治会加入促進に向けては、まずは地道な訪問・勧誘を行うことを自治会の取組みとして提案をしている。この訪問、勧誘については、今回のアンケート結果からもそれぞれ具体的な内容が事例として挙げられているが、これらも参考にしながら、市が主導して当検討会との協働をし、自治会加入促進に対する取組みのサポートをするものとして、自治会加入促進マニュアルを作成することを提案する。

【主な内容】

- 自治会の必要性やメリットについての記述
- 加入に係る訪問・勧誘の際の手順やその際に予想される質問・回答例
- 市内自治会や他市自治会の成功事例
など

【提案5】

- ◎個々の自治会が行う情報発信を、市のホームページを通じて発信できるよう整備する。
- ◎自治会が自らホームページなどのウェブサイトを活用した情報発信ができるよう、ウェブサイトの活用について学習できる機会を提供する。

自治会活動の理解促進を図っていくためには、まずは情報の発信が重要であることから、上記自治会の取組みでも提案しているが、自治会によっては、自ら自治会だよりなどの情報紙を作成することが困難な自治会もある。また、自治会情報紙を発行しながらも、配布は会員のみ限定をされ、仮に自治会未加入者まで広く情報を発信しようとするとなれば新たな通信媒体が必要となることも考えられる。

そのため、市のホームページを活用し、市内それぞれの自治会の活動情報を発信することができれば、自治会未加入者を含めて幅広く自治会活動を周知することができることから、その環境づくりについて整備することを提案する。

また、今後、それぞれの自治会において、いつでも、だれでもが気軽に自治会情報を入手できるようにするため、これまでの自治会だよりなどの紙ベースでの情報紙に加え、ホームページなどのウェブサイトを活用した情報発信についても検討していくことが考えられることから、そのサポートとして、ウェブサイトの活用について学習できる機会の提供について、行政として支援を行う必要がある。

川西市自治会加入促進検討会

『自治会加入促進に向けた重点的な取組みへの提案』

平成 27（2015）年 3 月発行

< 発行者 > 川西市 総合政策部 参画協働室 市民活動推進課
〒666-8501

兵庫県川西市中央町 12 番 1 号

TEL.072-740-1105（直）

FAX.072-740-1322

e-mail : kawa0197@city.kawanishi.lg.jp